

◇ 速度取締り指針 ◇

- 羽生警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

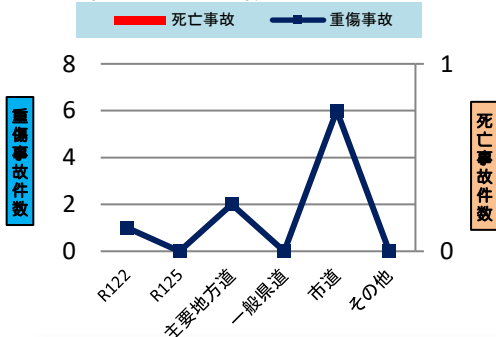
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
羽生市道	9:00~12:00 15:00~17:00	羽生市大字小松	40km/h (指定)

上記路線のほか、
○ 実勢速度が高い県道・市道
○ 重傷事故が多く発生している地域
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
人身事故が多い上記路線は、実勢速度も高いことから、事故多発時間帯等の速度取締りを強化し、重大交通事故の抑止を図ります。

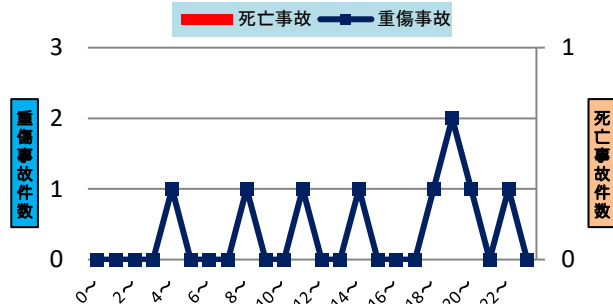
<管内における交通事故発生状況> (令和6年6月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



- 本年中死亡事故の発生はありません。
- 重傷事故は、市道において約8割発生しています。

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



- 本年中死亡事故の発生はありません。
- 重傷事故は、午後4時ころから午後8時ころに多く発生しています。

~令和6年6月末現在~

- 本年中死亡事故の発生はありません。
- 羽生署管内の事故原因の約7割が前方不注意となっています。

その他の交通指導取締り

- 薄暮時間帯から帰宅時間帯にかけて、市道における交通指導取締りを行います。
- 国道122号、県道羽生栗橋線では、交差点事故防止のため、交差点関連違反取締り等を行います。
- 市街地では、歩行者保護のため、歩行者妨害違反の取締りを行います。
- 通学路における可搬式自動速度取締りを強化します。
- 一時不停止違反、信号無視違反及び踏切事故防止のため、踏切不停止違反取締りを行います。
- 悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施します。